

報告 1 新型コロナウイルス感染症拡大にかかる緊急経済対策等について

**感染拡大防止にご協力いただき
ありがとうございます。**

町独自と国の対策で

皆様を支えます！



新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けている中小企業者等や子育て世代に対する支援について、5月臨時議会で承認いただきました事業並びに今定例会に一般会計補正予算として提案させていただいております町独自の支援策や国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づく給付事業について、事業の内容及び進捗状況等について報告します。

町独自の「コロナ対策」として

支援策	対象	内容
①酒々井町中小企業等 緊急支援給付金	令和2年1月31日以前より、酒々井町において事業を営む法人又は個人、若しくは町内に住民登録のある個人事業主。	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から6月のいずれかの売上高が前年の同月と比べて3分の1以上減少した事業者に対し、1事業者あたり、10万円を支給。
②酒々井町臨時子育て支援金	0歳から中学生のいる世帯。	1人当たり5千円の一時金を支給。緊急事態宣言が延長されたことに伴い、更に5千円を追加支給。 (1回目は5月28日に完了。2回目は6月下旬予定)。
③ひとり親世帯への臨時特別給付金	児童扶養手当を受給する世帯。	1世帯当たり5万円を支給。
④準要保護世帯臨時支援金	児童扶養手当を受給する世帯を除く、準要保護世帯。	1世帯当たり5万円を支給。

国の「コロナ対策」として

支援策	対象	内容
①特別定額給付金	令和2年4月27日時点で酒々井町の住民基本台帳に記録されている方。	給付対象者1人につき10万円（受付後、約2週間程度で振込）。
②子育て世帯への臨時子育て給付金	令和2年4月分（令和2年3月分を含む）児童手当を受給している方。	児童1人当たり1万円を支給（給付は6月下旬予定）。

感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う特別定額給付金については、5月11日からオンライン申請方式の受付を開始し、5月26日から支給を行っています。

また、郵送申請方式については、5月20日に対象世帯約9,900世帯へ申請書の郵送を行ったところです。5月29日現在約7,400世帯から返送がありましたが、約2割弱の申請書に添付書類がないなどの不備があり、確認作業に時間を要しているところです。記載内容の確認がとれたものから、振込み先口座等の入力作業を行い、6月1日から順次支給を行っています。

—今後も皆様の暮らしや経済を強く支援してまいります—

新型コロナウイルス感染症拡大に係る町が実施している各種給付金事業については、以上でございますが、全ての給付金対象者等に速やかに支給できるよう努めてまいります。

今後も新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、地域経済や住民生活を強力に支援してまいります。



報告2 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

安全に避難をするために



ハザードマップ等の活用や

安全な場所に住んでいる知人宅等への避難の検討も！

新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見えない状況の中、今後発生が予想される台風等の自然災害発生時に避難所を開設する場合には、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避け、避難所でのクラスター発生を防止するため、感染症対策に万全を期すことが重要であり、その対応について報告します。

—皆様の事前の対策として—

避難にあたりましては、住民の皆様の事前の備えとして、自分の住んでいる場所がどのような区域なのか、ハザードマップ等で確認し、災害の発生が予想される場合に避難の必要性や経路について、日頃から考えていただきたいと思います。



「避難」とは「難」を「避ける」ことであり、自宅での安全確保が可能な人は、感染リスクを負ってまで避難所へ行く必要はございません。自宅が危険な場合も避難先は町指定の避難所だけではなく、安全な場所に住んでいる親戚や知人宅等に避難するなど多様な避難を考えていただく必要があります。

—避難所の対策として—

避難者の受け入れにおける対応としましては、検温、避難者カードへ体調等の内容の記載、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底します。

避難所の衛生環境の確保対策としまして、避難所の物品は、定期的に消毒し、また、目に見える汚れがあるときは、家庭用洗剤等を用いて清掃することなどが求められております。状況によっては、避難所の生活環境整備についてご協力をお願いする場合があります。

また、感染症対策として今議会に間仕切りの購入費を補正予算計上させていただいておりますが、十分なスペースを確保する必要があり、収容人数はこれまでの約3分の1になってしまい、受け入れの能力に限界があります。

感染拡大防止のため、マスクを着用した避難所の利用をお願いするとともに、町の備蓄品には限りがございますので、水や食料、毛布等、必要な物はできるだけご自身でご用意をいただくなど、避難に関して、ご理解をお願いします。

なお、町としましても現在、新型コロナウイルス感染症対策も考慮した避難所運営マニュアルの作成を進めています。



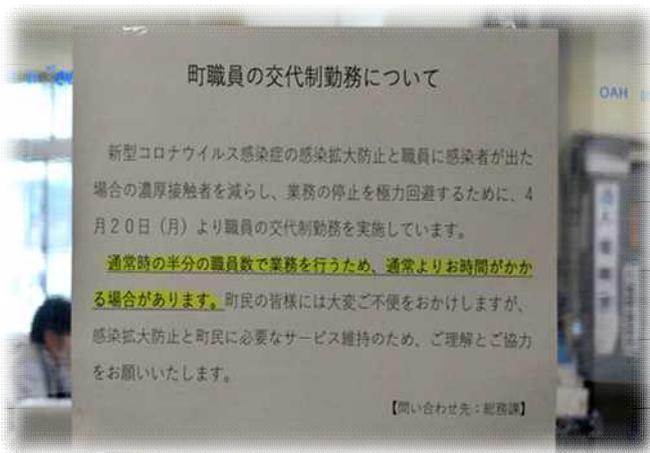
報告3 新型コロナウイルス感染症に係る町の対応について

防災行政無線等で注意喚起
 消毒液設置 窓口の消毒
 マスク・消毒液配布
 など実施しました



国内で初めて新型コロナウイルス感染症患者の発生を受け、町では、1月31日以降、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を20回開催し、情報の共有と感染拡大防止のための対応について協議してまいりました。

—感染拡大防止に向けた町の取り組みについて—



この会議において、「町のイベント等主催事業」や「感染症予防への周知及び対策」などを検討のうえ、町の対応として、防災行政無線等による注意喚起を行うとともに、公共施設の入り口には手指消毒液の設置、窓口等の消毒清掃及び飛沫防止のための間仕切りを設置、さらに、

新型コロナウイルス感染症の脅威から町民皆様の健康を守り、安全安心を確保するため「酒々井町新型コロナウイルス対策業務継続計画（BCP）」を策定し、本計画に基づき、業務内容を精査し、優先業務を抽出して最低限必要な行政サービスの維持に重点を置き、職員の交代制勤務を実施しました。

—マスクや消毒液を小中学校等へ配布—

新型コロナウイルス感染症の影響により、不足しているマスクや消毒液については、(株)アスピレーションと千葉工業大学から「マスク」、(株)飯沼本家からは「手指消毒用の高濃度アルコール製品」の寄贈を受け、町が購入したマスクと合わせて、小中学校を始め、保育園、認定こども園、社会福祉施設等に配布しました。



千葉工業大学からマスクの寄贈



(株)飯沼本家から手指消毒用の高濃度アルコール製品の寄贈



(株)アスピレーションからマスクの寄贈

—感染リスクの高まるイベント事業は当面中止、

小中学校は予防に取り組み再開へ—

現在、休止等を行っている町の主催事業については、感染拡大のリスクが高まる可能性のあるイベント事業は当面控えることとしました。会議等においても、三つの密を避け、手指消毒、マスクの着用、こまめな室内の換気など、一定の感染防止の確保ができるものから順次開催してまいります。

小中学校においては、感染拡大を防止するため、3月2日以降、臨時休業としておりましたが、緊急事態宣言（措置）の解除を踏まえ、6月1日から感染予防に最大限配慮しつつ学校を再開しました。初めは午前中のみの授業としましたが、6月4日からは給食を提供し午後の授業を行い、子供たちの学びをしっかりと保障していきます。

また、緊急事態宣言が解除されましたので、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、「酒々井町新型コロナウイルス感染症対策本部」は廃止としましたが、町では、引き続き、任意の対策本部を設置し、感染防止対策に取り組んでまいります。新型コロナウイルスの感染も現在は落ち着いておりますが、今後、第2波、第3波が来ることが予想されます。こうした中、印旛市郡医師会では、第2波の感染拡大に備え、PCR検査の拡充を図るため、移動式の「PCR検査センター」を設置し、5月28日から運用を開始したところです。

これからも新型コロナウイルスとの戦いは続きますが、日常生活の中で人と人との距離を確保するなど、新しい生活様式の定着を図りながら、町民の皆様とともに、この難局に立ち向かっていきたいと思っております。皆さんと一緒にこの難局を乗り越えていきましょう。

報告4 青少年交流の家に係る提訴の経過報告について

令和2年3月議会において、行政報告させていただきましたが、その後の経過を報告いたします。

令和2年3月12日に第12回弁論準備手続きが行われ、被告側から準備書面12及び13が提出され、原告側から第4準備書面を提出し、審議が行われました。

また、令和2年4月27日に予定されていた第13回弁論準備手続きは新型コロナウイルスの影響により、次回期日未定のまま延期となりました。

